社会保障審議会 介護保険部会 部会長 山 崎 泰 彦 殿

社会保障審議会介護保険部会 委員 川合 秀治

コンクリートから人へ

- *民主党のマニフェスト! or ?
- *「pay as you go」の原則
- *このままでは・・・

壊滅的状況に

- *介護保険は『介護事故』のため
- *補足給付は『福祉的救貧対策』
- *約1200億円の政治判断

第5期介護保険料水準抑制のためには、補足給付の財源見直しを!

【社保審介護保険部会に提出された保険料軽減措置 (基金取り崩し以外のもの)】

項目	国庫	地方
高所得者の自己負担引 き上げ(※1) 第6段階の自己負担2割、高額介護サービス費の上限維持	▲110億円程度	▲100億円程度

居宅介護支援の自己負担導入(※2) 居宅介護支援月1千円、介護 予防支援月5百円の自己負担	▲90億円程度	▲80億円程度
補足給付の支給要件の 厳格化(※2) 市町村が施設入所前世帯の 所得などを支給要件に追加可 能	▲20億円程度	▲30億円程度
多床室の室料負担の見 直し(※2) 第4段階以上から3施設の多 床室の室料月5千円を徴収	▲40億円程度	▲50億円程度
軽度者の自己負担の引 き上げ(※2) 予防給付の自己負担2割	▲120億円程度	▲100億円程度

第2号保険料の総報酬割 1/3導入(※1)

(第36回社会保障審議会介護保険部会資料より作成)

補足給付の公費負担相当額を保険料軽減措置にあてることで、利用者負担増を抑えることが出来る!(※3)或は、補足給付の保険金分をコンクリートから回せば・・・(※4)

【平成20年度の 補足給付額】

【利用者負担増 による捻出】

公費:530億円 国庫:270億円 地方:260億円 (内訳)

合 計:2,397億円

公費:1,198億円 (※3) 国庫:488億円 地方:710億円

保険料:1,198億円

(※4)

補足給付は本来、介護保険財源からではなく、福祉予算から 捻出されるべきものである。